## 新型コロナウイルス感染症の影響により 府税の納付が困難な方に対する猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受け

- 〇事業に著しい損失を受けた
- ○事業を廃止し、又は休止した

等の事情により府税の納付が困難な場合は、法令及び条例に基づき、1年以内(事情により最長2年まで)の期間に限り、納税の猶予を受けることができる場合があります。詳しくは下記の担当事務所へご相談ください。

## 納期限が到来していない場合、又は督促状が届いていない場合

- ○法人府民税、法人事業税・・・京都府税務課管理係 ☎075-414-5234
- ○その他の税目は下記の事務所へお問い合わせください。

お住まい(所在地)の市区町村(*)	事務所	連絡先電話番号
左京区、中京区、東山区、山科区	京都東府税事務所	075-213-6320
北区、上京区、右京区、西京区、向日市 長岡京市、大山崎町	京都西府税事務所	075-326-3312
下京区、南区、伏見区	京都南府税事務所	075-692-1320
宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町 井手町、宇治田原町	山城広域振興局税務課	0774-23-5400
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南府税出張所	0774-72-0231
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹広域振興局税務課	0771-22-0330
舞鶴市	中丹広域振興局税務課	0773-62-2502
福知山市、綾部市	中丹西府税出張所	0773-22-3904
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後広域振興局税務課	0772-62-4303

(\*)不動産取得税の場合は取得された物件地の所在地となります。

(\*)個人事業税の場合は事業所の所在地となります。

## 既に納期限を過ぎて京都地方税機構へ徴収業務が移管されている場合

## 〇全税目

お住まい(所在地)の市区町村	京都地方税機構事務所	連絡先電話番号
左京区、中京区、東山区、山科区	京都東地方事務所	075-213-6371
北区、上京区、右京区、西京区	京都西地方事務所	075-326-3381
下京区、南区、伏見区	京都南地方事務所	075-692-1447
木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	相楽地方事務所	0774-72-5069
宇治市、井手町、宇治田原町	山城中部事務所	0774-46-6565
城陽市、久御山町	//	0774-46-6568
八幡市、京田辺市	//	0774-46-6566
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓地方事務所	075-933-7061
亀岡市、南丹市、京丹波市	中部地方事務所	0771-22-3884
福知山市、舞鶴市、綾部市	中丹地方事務所	0773-56-0340
宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	丹後地方事務所	0772-68-1041

